

税金

市・府民税の申告 2月18日～3月15日

市・府民税の申告は、2月18日～3月15日に行ってください。申告は、平成25年度の市・府民税を正しく算出する基礎となるので、所得証明が必要な場合は申告してください。

市・府民税の申告が必要なのは、平成25年1月1日現在、市内に住所があり、平成24年中に所得があった方です。

ただし、次の方は申告の必要はありません。
 ▼税務署へ所得の確定申告をする方
 ▼所得が給与所得だけで、勤務先から市に給与支払報告書が提出されている方
 ▼所得が公的年金等だけで、平成24年中の収入が155万円以下

申告が必要の方

市・府民税の申告が必要なのは、平成25年1月1日現在、市内に住所があり、平成24年中に所得があった方です。

固定資産税・都市計画税 納期限 2月28日

第4期分

納期限までに、金融機関か郵便局、コンビニ、市税事務所(納税)でお納めください。ペイジーに対応した金融機関の現金自動受払機(ATM)などでもお納めいただけます。口座振替をご利用の方は、預貯金残高をご確認ください。[問い合わせ]市税事務所(納税)か収税課へ。

2月24日 国民健康保険の 日曜窓口を開設

2月24日(日)、午前9時

他の健康保険に加入したための喪失届や保険料の納付相談などを行います。

月々金曜日に届け出る方が困難な方が対応いたします。

2月24日(日)、午前9時

健康保険

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

65～74歳で次の要件のいずれかに該当する方は、申請により後期高齢者医療制度に加入できます。

▼身体障害者手帳1～3級か4級の一部(音声機能か言語機能の障害、下肢障害の一部)

▼療育手帳A判定

▼精神障害者保健福祉手帳1～2級

▼国民年金法などにおける障害年金1～2級

お住まいの区の区役所保険年金課へ申請を行い、大阪府後期高齢者医療広域連

不審な電話や振り込み詐欺にご注意

「医療費などの払い戻しがあるので手続きをしたくない」と、携帯電話でA

「振り込ませよ」とする事を振り込ませよとする事例があります。

市では、医療費などをA

「医療費などの払い戻しがあるので手続きをしたくない」と、携帯電話でA

「振り込ませよ」とする事を振り込ませよとする事例があります。

市では、医療費などをA

「医療費などの払い戻しがあるので手続きをしたくない」と、携帯電話でA

「振り込ませよ」とする事を振り込ませよとする事例があります。

市では、医療費などをA

「医療費などの払い戻しがあるので手続きをしたくない」と、携帯電話でA

「振り込ませよ」とする事を振り込ませよとする事例があります。

市では、医療費などをA

「医療費などの払い戻しがあるので手続きをしたくない」と、携帯電話でA

「振り込ませよ」とする事を振り込ませよとする事例があります。

市では、医療費などをA

「医療費などの払い戻しがあるので手続きをしたくない」と、携帯電話でA

「振り込ませよ」とする事を振り込ませよとする事例があります。

市では、医療費などをA

堺区役所保険年金課	☎228-7413	FAX228-7539
中区役所保険年金課	☎270-8189	FAX270-8171
東区役所保険年金課	☎287-8108	FAX287-8621
西区役所保険年金課	☎275-1909	FAX275-1908
南区役所保険年金課	☎290-1808	FAX290-1813
北区役所保険年金課	☎258-6743	FAX258-6894
美原区役所保険年金課	☎363-9314	FAX363-0020

一定の障害がある方は65歳から後期高齢者医療制度に加入できます。

65～74歳で次の要件のいずれかに該当する方は、申請により後期高齢者医療制度に加入できます。

▼身体障害者手帳1～3級か4級の一部(音声機能か言語機能の障害、下肢障害の一部)

▼療育手帳A判定

▼精神障害者保健福祉手帳1～2級

▼国民年金法などにおける障害年金1～2級

お住まいの区の区役所保険年金課へ申請を行い、大阪府後期高齢者医療広域連

収税課	☎228-7434	FAX228-7618
堺市税事務所	課税納税 ☎228-7410 課税納税 ☎228-7411	FAX228-7766 FAX228-7766
中市税事務所	課税納税 ☎270-8185 課税納税 ☎270-8187	FAX270-8102 FAX270-8102
東市税事務所	課税納税 ☎287-8104 課税納税 ☎287-8106	FAX287-8115 FAX287-8115
西市税事務所	課税納税 ☎275-1905 課税納税 ☎275-1907	FAX275-1917 FAX275-1917
南市税事務所	課税納税 ☎290-1804 課税納税 ☎290-1806	FAX290-1816 FAX290-1816
北市税事務所	課税納税 ☎258-6714 課税納税 ☎258-6724	FAX258-6822 FAX258-6822
美原市税事務所	課税納税 ☎363-9317 課税納税 ☎363-9318	FAX361-1889 FAX361-1889

情報ひろば

社会保険料控除には証明書の添付を

確定申告で社会保険料控除の適用を受ける場合には、納付した国民年金保険料額を証明する次のいずれかの書類の添付が必要です。

▼社会保険料控除の国民年金保険料控除証明書
 昨年11月上旬に日本年金機構から送付されている、国民年金保険料額を証明する書類です。昨年9月30日までに納付した金額と10月以降の納付見込額が表示されています。ただし、昨年10月1日～12月31日に初めて国民年金保険料を納めた方は、2月上旬に送付されます。

この場合、見込み額が表示はありません。

▼保険料の領収書
 納めた保険料額が社会保険料控除証明書に控除証明書に示された10月からの見込み額と合わない場合や同証明書に示されていないものがある場合も利用できます。

再発行など控除証明書に関する問い合わせは、堺東年金事務所か控除証明書専用ダイヤル ☎0570・070・1177で受け付けています。

※社会保険料控除の対象となるものは、昨年中に納めた本人や家族の国民年金保険料の全額。今年3月までの前納分や平成23年以前の

駐車の運営事業者を募集

市有地を借り受け、時間貸し・月極駐車場を運営する事業者を募集します。

運営期間や所在地などは次のとおり。

▼運営期間
 4月1日から1年間
 ▼所在地
 堺区一条通1-2-1外3筆(2172・53) ▼入札参加申込期間
 2月12日～18日
 ▼入札受付期間
 2月19日～25日

なお、2月5日(火)に現地説明会を行います。

詳しくは住宅まちづくり課にある実施要領、市ホームページ(アドレスは1ページ参照)でご覧いただけます。

問合せ
 同課 ☎228・8215 FAX228・8034

飲料自動販売機の設置業者を募集

人権ふれあいセンター(20ページの地図参照)に置く、飲料自動販売機1台の設置業者を募集します。

提案資料や応募書類などを審査の上、設置予定業者を選定します。

設置期間や申込期間などは次のとおり。

▼設置期間
 4月1日から2年間
 ▼申込期間
 2月14日～22日

詳しくは市役所市政情報センター1、区役所市政情報コーナー、人権ふれあいセンターにある募集要領、市ホームページ(アドレスは1ページ参照)でご覧いただけます。

問合せ
 人権ふれあいセンター管理課 ☎245・2525 FAX245・2535

上下水道局公用車に掲載する広告を募集

上下水道の公用車、軽貨物自動車に掲載する広告を募集します。

対象や掲載方法などは次のとおり。

▼対象
 市内に事業所や店舗などがある個人か法人、団体。▼掲載方法
 広告を掲載したマクネットシ

上下水道局公用車に掲載する広告を募集

上下水道の公用車、軽貨物自動車に掲載する広告を募集します。

対象や掲載方法などは次のとおり。

▼対象
 市内に事業所や店舗などがある個人か法人、団体。▼掲載方法
 広告を掲載したマクネットシ

上下水道局公用車に掲載する広告を募集

上下水道の公用車、軽貨物自動車に掲載する広告を募集します。

対象や掲載方法などは次のとおり。

▼対象
 市内に事業所や店舗などがある個人か法人、団体。▼掲載方法
 広告を掲載したマクネットシ

上下水道局公用車に掲載する広告を募集

上下水道の公用車、軽貨物自動車に掲載する広告を募集します。

対象や掲載方法などは次のとおり。

▼対象
 市内に事業所や店舗などがある個人か法人、団体。▼掲載方法
 広告を掲載したマクネットシ